

札幌市都心部の喫煙対策に関する陳情

令和8年4月2日 受理
令和8年5月21日 付託 総務委員会

提出者

札幌市中央区

北海道たばこ販売協同組合
理事長 前田清貴

(要旨)

札幌市における「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て等防止条例)」の主旨である環境美化の徹底と路上喫煙防止の実効性向上を実現するためには、規制強化だけでは十分ではなく、受け皿となる喫煙環境の整備が不可欠です。以下3点の速やかな対応を陳情いたします。

- ・地方たばこ税を活用した中長期的かつ継続的な公衆喫煙所の整備・維持管理
- ・助成金制度の導入による民間事業者との連携強化と屋外分煙施設の拡充
- ・喫煙ルールの周知徹底

(理由)

現在、札幌市において、市民や観光客からの多い苦情を踏まえて、「喫煙制限区域」の拡大等について、有識者による検討会を設置し、対策の方向性を示すと報道されております。しかし、市中心部の公衆喫煙所は2箇所と極めて少ないため、喫煙者は規制区域を避けて喫煙し、たばこを吸われない方にご迷惑をおかけしている状況です。

これは、環境美化の観点から望ましくなく、喫煙されない方にとっても支障が生じる状況となっています。

他自治体(東京都・大阪府・神奈川県・愛知県等)においては、行政整備、民間協働、助成制度の活用などにより、計画的かつ継続的に公衆喫煙所を整備する事例が広く見られます。札幌市でも同様の取り組みが不可欠です。

さらに、令和6年4月1日付総務省通知では「屋外分煙施設等の整備に地方たばこ税の活用を積極的に検討すること」と明記され、令和7年1月通知では地方団体および民間事業者による屋外分煙施設整備に対し、特別交付税措置が講じられていることが示されています。これら既存の財源および制度を適切に活用することで、市の財政負担を抑えつつ、持続可能で効果的な分煙環境整備を継続的に推進することが十分に可能です。

そのため、札幌市における環境美化実現に向け、地方たばこ税等を活用した中長期的かつ継続的な喫煙所整備・維持管理の拡充は不可欠であると考えます。

私どもは、喫煙者と非喫煙者が互いに配慮しながら共存できる「分煙社会」の実現を切に願っております。環境美化の推進、市民および観光客の利便性向上のためにも、上記の取り組みを強く陳情いたします。